

第二次子どもの貧困対策の推進に関する
法律に基づく都道府県計画
(第二次大阪府子どもの貧困対策計画)
について (素案)

《計画期間：令和2～6年度》

もくじ

- 1 策定の趣旨
- 2 第一次計画策定後の府の主な取組
- 3 現状と課題
- 4 子どもの貧困対策の方向性
- 5 子どもの貧困対策に関する具体的取組
- 6 計画の推進について
- 7 子どもの貧困に関する指標の実績値の推移
- 8 第二次計画における子どもの貧困に関する指標

1 策定の趣旨

- 大阪府においては、引き続き、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、第二次子どもの貧困対策計画を策定します。
- 第二次計画では、第一次計画策定後に府が実施した実態調査や事業の総点検の結果を踏まえ、7つの視点（「困窮している世帯を経済的に支援」「学びを支える環境づくりを支援」「子どもたちが孤立しないように支援」「保護者が孤立しないように支援」「安心して子育てできる環境を整備」「健康づくりを支援」「オール大阪での取組」）で府の事業を整理し、計画に掲げることとします。
- また、計画については、本計画（大阪府子ども総合計画）とめざす方向が一致し、取り組むべき施策も重複することから、引き続き、本計画における事業計画の1つとします。

2 第一次計画策定後の府の主な取組

○子どもの生活に関する実態調査の実施（平成28年度）

国や地方公共団体において子どもの貧困対策への対応が喫緊の課題となっている中、府域における子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、平成28年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

調査対象：大阪市など府内13市町と連携し、府全域を対象(※)に実施

※小学5年生及び中学2年生とその保護者

回収率：62.3%（約50,000世帯から回答）

○子どもの貧困対策計画に掲げる事業の総点検（平成29年度）

実態調査の結果を踏まえた課題解決に向け、子どもの貧困対策計画に掲げる事業をベースに国、府、市町村の役割分担を踏まえながら全庁挙げて点検を行いました。

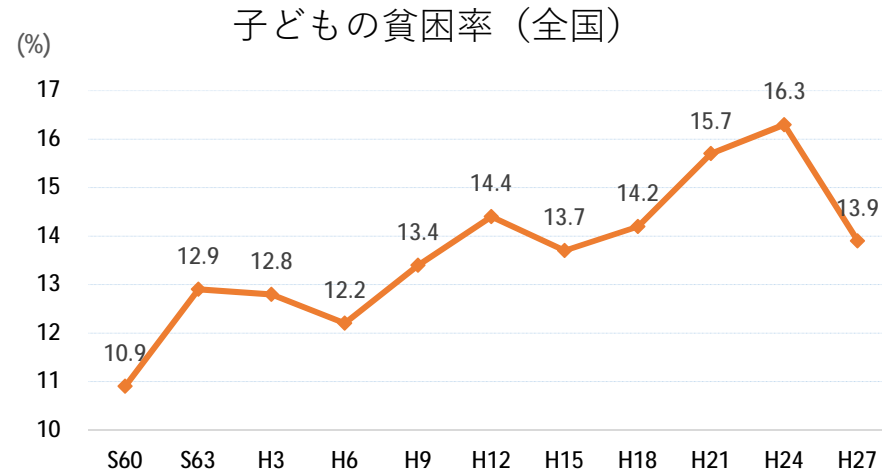
○具体的取組に掲げる事業の推進（平成30年度～）

総点検でとりまとめた「子どもの貧困対策に関する具体的取組」について、庁内関係部局が連携しながら、事業の推進及び進行管理を行っています。

3 現状と課題

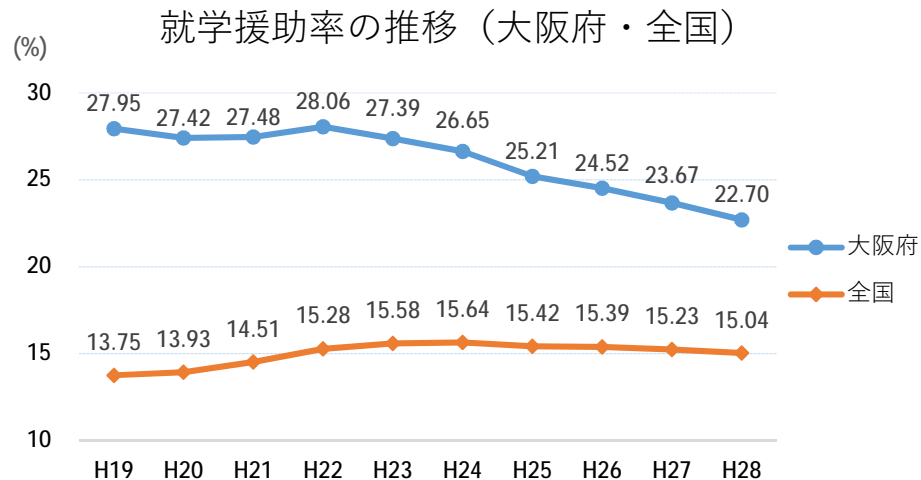
- 我が国の子どもの貧困率（※）は長期的な傾向として概ね緩やかに上昇し、平成24年には過去最高の**16.3%**となり、平成27年には改善したものの**13.9%**と高い水準となっています。

（※）1人あたりの可処分所得が中央値の半分に満たない所得で暮らす子どもの割合

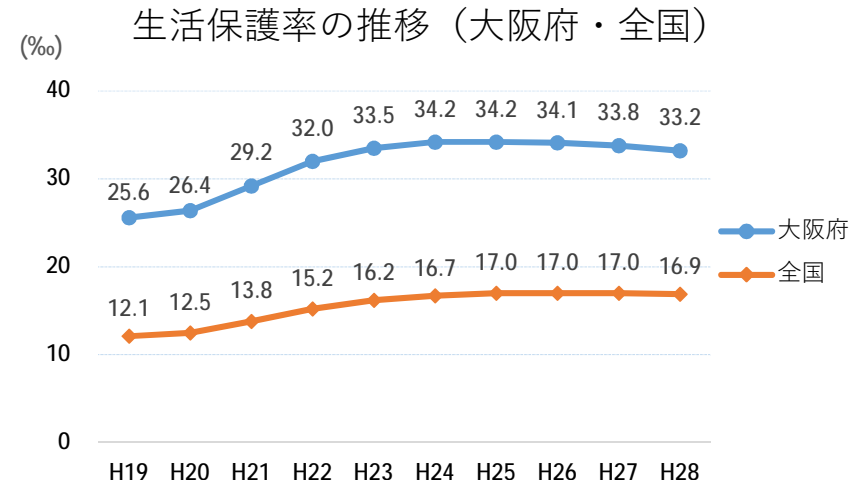


出典：国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

- 府における就学援助率や生活保護率は減少傾向にあるものの、他の都道府県と比較して高い状況が続いています。



出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）



出典：大阪府の生活保護（大阪府社会援護課）

3 現状と課題

- 平成28年度に府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」においては、親の経済状況が、子どもの学習習慣や体験の機会、進学希望、心身の状況など、様々な面に影響を与えていることが明らかになりました。

平成28年度 大阪府子どもの生活に関する実態調査の結果概要

<p>家計・収入 ・就業に 関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計 ・困窮度Ⅰ（年収127.5万円未満）の世帯で就学援助を受けたことがない世帯は約1割 困窮度Ⅰのひとり親世帯において児童扶養手当を受けたことがない世帯は約1割で、 養育費を受けている割合は約1割 ・非正規群に占める母子世帯は約7割 ・困窮世帯ほど、子どもに対して経済的にできなかったこと（子どもを習い事に通わすことができなかった、 家族旅行ができなかった等）が多い など
<p>食事に 関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家の大人と一緒に夕食を摂る割合については、世帯の経済状況によって差は見られないが、 家の大人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い状況 など
<p>子どもの 教育環境に 関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低い ・困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が高い ・進学希望について、困窮世帯ほど「大学・短大・大学院」の割合が低い など
<p>子どもの つながりに 関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後ひとりである子どもは、困窮度にかかわらず約2割 ・困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い ・7割近くの子どもの何らかの悩みを持っている ・困窮世帯ほど保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」 「お子さんの夕食時間には家にいる」割合が少ない など
<p>親への 相談支援に 関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な機関への相談割合が低い ・はじめて親になった年齢が10代の場合、困窮度が高い層が8割を超える ・子どもの心身で気になることについては、困窮世帯ほど割合が高い傾向にある など

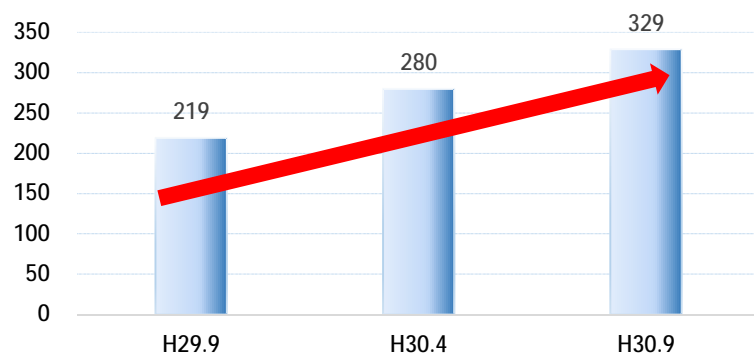
3 現状と課題

- 一方で、地域のボランティアによる子ども食堂等の取組は広がっており、また、市区町村子ども家庭総合支援拠点（※）については、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）において、令和4年度までに全市町村に設置することとされています。
- 各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実とあわせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が重要となっています。

（※）子ども家庭総合支援拠点

…子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点

大阪府内の子ども食堂数



■ 子ども食堂

…地域の子どもたちを対象に、無償又は低額な料金で食事を提供し、見守りを行う場所
（地域のボランティアやNPO等が運営）

出典：大阪府内の子ども食堂一覧（市町村への照会結果に基づき府が集計）

4 子どもの貧困対策の方向性

- 子どもの貧困対策には、生活の安定に資するための支援、教育に関する支援、子どもや保護者の孤立を防ぐ支援など、総合的な取組が不可欠です。
- また、行政のみならず、子どもの貧困問題に社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携した取組も重要になっています。
- そのため、府においては、下記の7つの視点で子どもの貧困対策に関する具体的取組をとりまとめ、総合的に取組を推進していきます。
- とりわけ、子どもの貧困対策を推進するための重要な枠組みである、学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守りや支援につなぐ取組の充実を図るとともに、地域で子どもを見守るための居場所づくりの取組を支援していきます。

7つの視点	
1	困窮している世帯を経済的に支援（就労支援を含む）
2	学びを支える環境づくりを支援
3	子どもたちが孤立しないように支援
4	保護者が孤立しないように支援
5	安心して子育てできる環境を整備
6	健康づくりを支援
7	オール大阪での取組

4 子どもの貧困対策の方向性

学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム

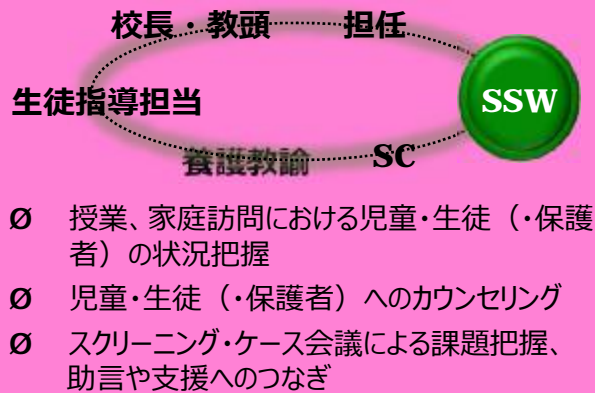
課題の気づき・発見

つなぐ

見守り・支援

課題を抱える子ども・保護者の状況をもれなく把握

学校 (小学校・中学校・高校)



教育と福祉の協働により
“つなぐ”仕組みを構築

居場所・地域のボランティア

子ども食堂・NPO等による居場所・児童館
放課後児童クラブ・おおさか元気広場 等

- 学習支援
- 食事の提供
- 見守り・支援へのつなぎ



見守り

子ども・保護者の
状況に応じたつなぎ

学校・地域・
居場所・専門機関
等をつなぐ
コーディネーター
(チーム)

(例) 教員OB
社会福祉士、
CSW等による
支援チーム

地域

- 民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア
- 子ども食堂等の居場所
- 養育支援・家庭教育支援等による家庭訪問
- 認定こども園・幼稚園・保育所

専門機関

- 生活困窮者自立相談支援機関
 - 児童相談所
 - 福祉事務所
 - 保健所
 - 子ども家庭総合支援拠点
 - 地域若者サポートステーション など
- 生活・虐待・就労等に関する専門相談
→ ケースによっては要保護児童対策地域協議会へ

行政支援

市町村教育委員会

大阪府教育庁

市町村福祉部局・保健部局

大阪府福祉部

教育部局と福祉部局の相互連携により、子どもの状態・支援状況等の共有（課題要因の抽出）を推進

4 子どもの貧困対策の方向性

子どもの居場所づくりへの支援について

- 子どもの居場所については、放課後児童クラブなどの公的な取組に加え、子ども食堂をはじめとして、地域のボランティアやNPO等による自発的な取組（以下、「子どもの居場所づくり」という。）が広がっています。
- 子どもの居場所づくりは、それぞれのニーズや資源に応じた多様な運営により、子どもや保護者の孤立を防ぎ地域で見守るとともに、子どもや保護者が抱える課題を見出し支援につなぐ場ともなり得る大変有意義な取組です。
- 一方で、運営の継続にあたっては、資金・人材の不足等といった課題があることから、府では、地域における自発的な活動を尊重しつつ、これらの継続的な取組が広がり、見守りを必要とする子どもや保護者が居場所につながるよう、支援していくこととしています。

〔居場所の種類（主なもの）〕

分類	居場所の種類	対象者	内容
公的な（法律等に基づく）取組	放課後児童クラブ	小学生	遊び、自主学習など
	おおさか元気広場（放課後子供教室）	小学生	学習、体験、交流活動など
	児童館	18歳未満の子ども	遊び、居場所、課題の早期発見、家庭支援など （放課後児童クラブの実施、子ども食堂への貸館等を行っているケースあり）
地域における自発的な取組	子ども食堂等（子どもの居場所づくり）	各運営者が設定	食事の提供（子ども食堂）、見守り、学習支援など各運営者が設定

4 子どもの貧困対策の方向性

大阪府における「子どもの居場所づくり」の定義

…地域の子どもたちを対象に居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組を無償又は低額な料金で実施する取組

大阪府の取組方針

地域が主体となった取組への財政支援

- 新子育て支援交付金を活用し、市町村における居場所づくりの取組を支援（支援対象となる居場所は、各市町村が定義）

寄附金の活用・公民連携による取組

- 子ども輝く未来基金を活用した事業とあわせて、大学や企業等との連携により、ボランティアの派遣や寄贈品、体験活動等の提供を実施

子どもを居場所や支援につなぐ仕組みの構築

- 教育と福祉の協働により、市町村と連携しながら、「見守りを必要とする子どもや保護者を居場所につなぐ」「居場所において課題を抱える子どもや保護者を発見した場合に、必要な支援につなぐ」仕組みの構築を推進

5 子どもの貧困対策に関する具体的取組

1 困窮している世帯を経済的に支援します

困窮している世帯への経済的支援

生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付制度

子どもの養育にかかる経済的支援

児童手当、乳幼児等医療費助成・新子育て支援交付金による市町村支援の実施拡充、私立中学校等の授業料軽減

ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、養育費確保に向けた支援

ひとり親家庭等への就労支援

母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、ハローワークとの連携、OSAKAしごとフィールドにおける就業支援、地域就労支援センターへのバックアップ、ひとり親家庭の父母を対象とした職業訓練、民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ、ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進、公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み、母子・父子福祉団体等への業務発注の推進、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、ひとり親家庭の親と介護職場のマッチング、ひとり親の資格取得に向けた支援

5 子どもの貧困対策に関する具体的取組

2 学びを支える環境づくりを支援します

学びのための経済的支援

高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援事業、就学援助制度、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、高等学校等奨学給付金事業、大阪府育英会奨学金貸付事業・大阪府育英会給付型奨学金事業

学校における学びを支える環境づくり

スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化、高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み、教育コミュニティづくり推進事業、スクール・エンパワーメント推進事業、スクールカウンセラー配置による学校教育相談体制の充実、発達段階に応じたキャリアプログラムの普及、キャリア教育推進モデル事業、教育振興に資する教育活動に対する助成、中退防止対策の推進、高校生活支援カード、就職支援指導の充実

幼稚園等における学びを支える環境づくり

幼稚園教育理解推進事業、認定こども園等研修、幼児教育推進指針の周知徹底と幼児期の教育・保育に関する研修の実施

地域や家庭等における学びを支える環境づくり

子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業、家庭教育力向上事業、教育センターによる教育相談

5 子どもの貧困対策に関する具体的取組

3 子どもたちが孤立しないように支援します

地域において子どもを見守る体制の充実

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）、子どもの未来応援地域ネットワーク形成事業、子どもの未来応援ネットワークモデル事業

放課後等の子どもの居場所づくり

放課後児童クラブの整備、ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）の推進、学習支援事業、子ども食堂の府内全域展開・ネットワークの強化、食材の有効活用に向けたシステム構築、民間団体との連携による子ども食堂での相談支援等、高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み

体験・交流活動の機会の創出

花いっぱいプロジェクト、水辺の楽校、農空間なっとく出張教室、森林環境学習 出前講座等「森の見える化運動」、出前魚講習会、輝け！子どもパフォーマー事業、トップアスリート小学校ふれあい事業、キッズスポーツ体験会、万博記念公園での自然体験イベント

子どもの自立支援

児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業、青少年自立支援事業、少年サポートセンター等における立ち直り支援事業

5 子どもの貧困対策に関する具体的取組

4 保護者が孤立しないように支援します

相談支援の充実

「にんしんSOS」相談事業、保育所・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）、私立幼稚園キンダーカウンセラー事業、地域子育て支援拠点事業、子ども家庭センターによる相談支援、人権相談・啓発等事業、男女共同参画推進のための相談事業等、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた支援、民間団体との連携による子ども食堂での相談支援等

家庭訪問、地域における見守り

乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、訪問型家庭教育支援事業、コミュニティソーシャルワーカーによる支援、民生委員・児童委員・主任児童委員による活動

その他

妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業、家庭的養護の推進、身元保証人確保対策事業、母子生活支援施設、企業との連携による子育て支援情報発信

5 安心して子育てできる環境を整備します

子どもの預かり、保育体制の充実

ファミリー・サポート・センター事業の推進、子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）の推進、一時預かり事業、認定こども園整備事業・保育所等整備事業・小規模保育設置促進事業、延長保育事業、病児保育事業、多様な事業者の参入促進・能力開発事業

保育料等にかかる経済的支援

実費徴収に伴う補足給付を行う事業、多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減

生活・相談支援等

利用者支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進、公共施設の面会交流への活用、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度、子育て世帯への府営住宅の優先入居

5 子どもの貧困対策に関する具体的取組

6 健康づくりを支援します

食育・食環境の整備

食環境整備事業、おおさか食育フェスタ、民間企業等との連携による食生活改善への取組、乳幼児健診児の栄養指導、保育所における食育の取組支援

母子保健等にかかる支援

子育て世代包括支援センターの全市町村展開（妊娠・出産包括支援推進事業）、母子保健事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、障がい・難病児童療育支援体制整備事業（保健所）、妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業

7 オール大阪での取組み

市町村と連携した取組

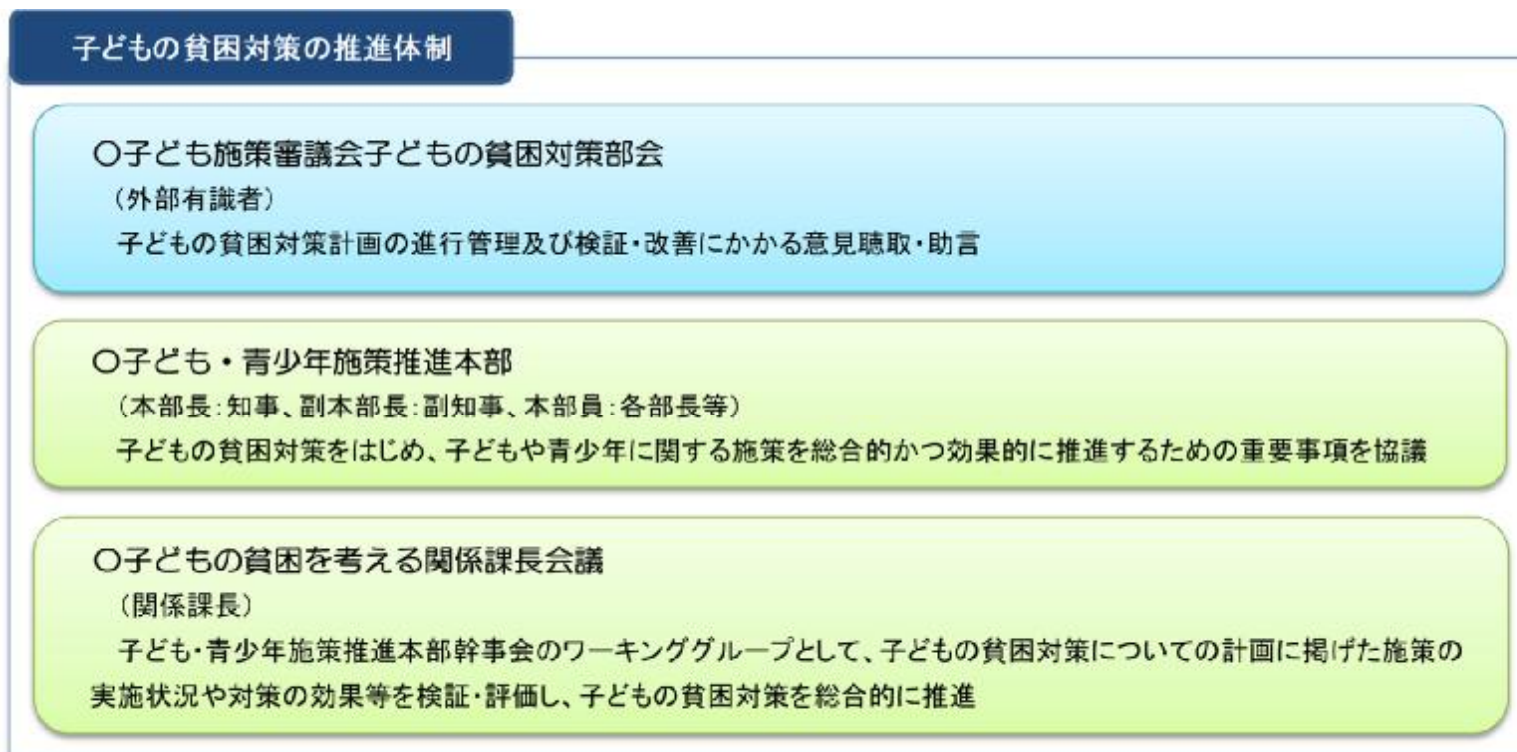
市町村のネットワーク構築、子どもの貧困緊急対策事業費補助金、新子育て支援交付金、地域福祉・高齢者福祉交付金

民間企業や府民等と連携した取組

子ども輝く未来基金、経済界との連携、「子ども食堂サミット」の開催

6 計画の推進について

- 計画の実施にあたっては、庁内関係部局・室・課で構成する子どもの貧困を考える関係課長会議等を通じて、関係部局が連携を図るとともに、国や市町村と連携を図りながら総合的に推進します。
- とりわけ、市町村との連携にあたっては、子どもの貧困担当課長会議等を通じて、府の支援策について情報提供を行うとともに、府内市町村の創意工夫による取組事例を共有するなど、市町村が地域の実情に応じた取組を進められるよう、後押ししてまいります。
- また、進行管理については、適宜、大阪府子ども施策審議会へ進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、本計画（大阪府子ども総合計画）と併せて適切に行ってまいります。



7 子どもの貧困対策に関する指標の実績値の推移（計画策定時／直近値）

府においては、国の大綱に示された25の指標のうち、子どもの状況を示すものでかつ大阪府の数値が示せるものについて、子どもの貧困対策に関する指標として設定しています。なお、これらの指標は施策の効果を直接示すものではないことから、府においては目標値は定めず、子どもの状況を把握するためのものとしています。

	指標	大阪府/全国	計画策定時	直近値
1	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	大阪府	95.9% (平成25年4月1日現在)	95.1% (平成29年4月1日現在)
		全国	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)
2	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	大阪府	5.4% (平成25年4月1日現在)	3.9% (平成29年4月1日現在)
		全国	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)
3	生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	大阪府	40.1% (平成25年4月1日現在)	42.2% (平成29年4月1日現在)
		全国	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)
4	生活保護世帯に属する子どもの 就職率（中学校卒業後）	大阪府	2.3% (平成25年4月1日現在)	1.0% (平成29年4月1日現在)
		全国	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.5% (平成30年4月1日現在)
5	生活保護世帯に属する子どもの 就職率（高等学校卒業後）	大阪府	39.8% (平成25年4月1日現在)	39.8% (平成29年4月1日現在)
		全国	46.1% (平成25年4月1日現在)	46.6% (平成30年4月1日現在)

7 子どもの貧困対策に関する指標の実績値の推移（計画策定時／直近値）

	指標	大阪府/全国	計画策定時	直近値
6	児童養護施設の子どもの進学率 （中学校卒業後）	大阪府	96.4% （平成25年4月1日現在）	100.0% （平成30年5月1日現在）
		全国	96.6% （平成25年5月1日現在）	95.8% （平成30年5月1日現在）
7	児童養護施設の子どもの就職率 （中学校卒業後）	大阪府	3.6% （平成25年5月1日現在）	0.0% （平成30年5月1日現在）
		全国	2.1% （平成25年5月1日現在）	2.4% （平成30年5月1日現在）
8	児童養護施設の子どもの進学率 （高等学校卒業後）	大阪府	33.9% （平成25年5月1日現在）	32.9% （平成30年5月1日現在）
		全国	22.6% （平成25年5月1日現在）	30.8% （平成30年5月1日現在）
9	児童養護施設の子どもの就職率 （高等学校卒業後）	大阪府	61.3% （平成25年5月1日現在）	58.2% （平成30年5月1日現在）
		全国	69.8% （平成25年5月1日現在）	62.5% （平成30年5月1日現在）

8 第二次計画における子どもの貧困に関する指標

- 大阪府においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考となる指標として、国の大綱に示された25の指標のうち、子どもの状況を示すものでかつ大阪府の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定します。
- 施策に関する指標及びサンプリング調査等により都道府県のデータが示せないものについては、参考指標とします。
- また、これらに加え、大阪府の施策に関する指標を3指標追加しています。

■ 指標（子どもの状況を示す指標）

	指標	全国数値	時点	大阪府数値
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	H30.4.1現在	95.1% (H29.4.1)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	H30.4.1現在	3.9% (H29.4.1)
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	H30.4.1現在	42.2% (H29.4.1)
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	1.5%	H30.4.1現在	1.0% (H29.4.1)
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）	46.6%	H30.4.1現在	39.8% (H29.4.1)
6	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	95.8%	H30.5.1現在	100.0%
7	児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）	2.4%	H30.5.1現在	0.0%
8	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	30.8%	H30.5.1現在	32.9%
9	児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）	62.5%	H30.5.1現在	58.2%

8 第二次計画における子どもの貧困に関する指標

■ 参考指標（都道府県のデータが示せないもの）

	指標	全国数値	時点	大阪府数値
1	子どもの貧困率	13.9%	H27年	都道府県データなし
2	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	50.8%	H27年	都道府県データなし
3	就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	77.9%	H29年度	93.0%
4	就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	75.4%	H29年度	72.1%
5	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	H30年度実績	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%
6	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	H30年度実績	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%
7	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	73.4%	H28年度	都道府県データなし
8	ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	96.3%	H28年度	都道府県データなし
9	ひとり親家庭の子どもの就職率（中学校卒業後）	1.7%	H28年度	都道府県データなし
10	ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	58.5%	H28年度	都道府県データなし
11	ひとり親家庭の子どもの就職率（高等学校卒業後）	24.8%	H28年度	都道府県データなし
12	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	81.8%	H28年度	都道府県データなし
13	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	85.4%	H28年度	都道府県データなし

8 第二次計画における子どもの貧困に関する指標

■参考指標（大阪府の施策に関する指標）

	指標	全国数値	時点	大阪府数値
1	スクールソーシャルワーカーの配置人数	2,041人	H29年度	政令市・中核市を除くすべての市町村に派遣
2	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	66.0%	H29年度	各小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受ける体制がある
3	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	89.6%	H29年度	100%
4	コミュニティソーシャルワーカーの配置人数		H30年度	154名
5	スマイルサポーター数		H30年度	2,366名
6	私立幼稚園キダーカウンセラー事業		H30年度	127園

※今後、国の大綱の見直しの議論等を踏まえ、指標・参考指標の追加等について検討します。